

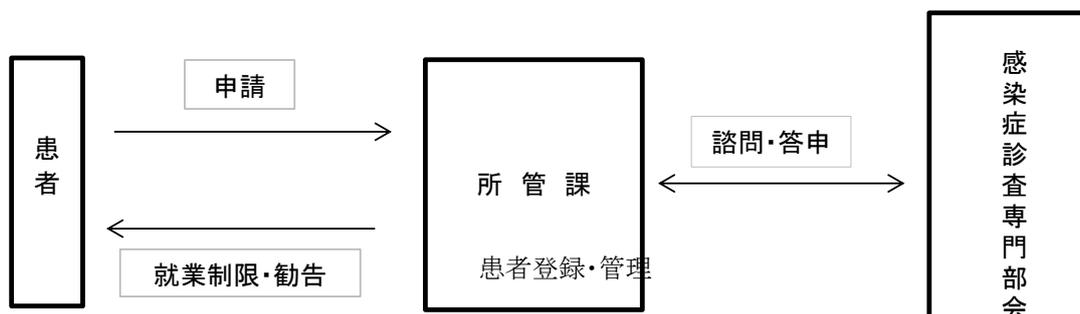
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 148

処 分 名	緊急時等の医療にかかる医療費の支給	
処 分 の 概 要	1～2類感染症又は新型インフルエンザ等感染者が緊急で感染症指定医療機関に入院した場合、医療費を支給する。	
根 拠 法 令 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	
条 項	第42条第1項	
所 管 課	保健予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	5日	
標準処理期間	計	5日
判断基準	<p>感染症法第12条第1項の規定による届出を基準とし、第42条第1項に基づき審査する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第42条 都道府県は、第19条若しくは第20条(これらの規定を第26条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)若しくは第46条の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。)が、当該病院若しくは診療者から第37条第1項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者(第26条において読み替えて準用する第19条又は第20条の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。)が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所(第6条第16項の政令で定めるものを含む。)若しくは薬局から第37条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第37条第1項又は第37条の2第1項に規定によって負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。第19条若しくは第20条若しくは第46条の規定により感染症指定医療機関に入院した患者が感染症医療機関から第37条第1項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療から第37条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第37条第1項又は第37条の2第1項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。</p> <p>第12条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第1号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第2号に掲げる者については7日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。 1 1類感染症の患者、2類感染症、3類感染症、4類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者 2 厚生労働省令で定める5類感染症の患者(厚生労働省令で定める5類感染症の無症状病原体保有者を含む。)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



\* 決定処理 5日

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。